

労 働 協 約 書

大阪府知事（以下「甲」という。）は、地方公営企業等の労働関係に関する法律及び労働組合法に基づき、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する一般職に属する地方公務員で知事の事務部局に勤務する者（以下「職員」という。）が結成する大阪府職員労働組合現業評議会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり労働協約を締結する。

第1条 甲及び乙は、相互にその立場を尊重し、この協約を誠実に遵守するとともに、府行政の円滑な推進に努めるものとする。

第2条 甲と乙との間において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 給料その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- (2) 昇任、降任、転任、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- (3) 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項
- (5) 苦情処理に関する事項

第3条 乙は、規約の改廃、役員の異動等重要な事項に変動があったときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

第4条 職員の給与の支給方法その他給与に関する事項は、職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号)が適用される一般職員の例による。

第5条 この協約の有効期間は、令和6年10月1日から1年とする。ただし、有効期間満了の日前1か月までに甲又は乙のいずれからも改正又は廃止の申し出がないときは、さらに1年更新する。

2 この協約を改正する場合において、新協約が締結されるまでの間は、この協約の例による。

この協約締結の証として、協約本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

令和6年9月17日

甲 大阪府知事 吉 村 洋 文

乙 大阪府職員労働組合現業評議会
議 長 吉 岡 千代子